

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ながさきマップ／土砂災害特別警戒区域・警戒区域)

ながさきマップ／土砂災害特別警戒区域・警戒区域によると、当地区の河川地域や海岸地域、山間部などに「がけ崩れ」、「土石流」及び「地すべり」が発生する恐れがある土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が多数点在している。

※ながさきマップ <https://www.sonicweb-as.jp/nagasaki/> (以下同様)

(地震)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当地区において震度6弱以上の地震が今後30年間で9%以上の確率で発生するとされている。

また、内閣府が今後30年間で80%以上の確率で発生すると予想している南海トラフ地震が発生した場合、長崎市では最大震度5弱の地震発生が予想されている。

(洪水災害：ながさきマップ／洪水ハザードマップ)

ながさきマップ／洪水ハザードマップによると、北部商工会地区において、多以良川水系、三重川水系、西海川水系、戸根川水系、手崎川水系、村松川水系、神浦川水系、出津川水系、黒崎川水系、川下川水系に沿って、洪水浸水が想定される区域が存在している。

(津波災害：ながさきマップ／津波ハザードマップ)

ながさきマップ／津波ハザードマップによると、地震発生により本会地区内の沿岸部全域において津波災害警戒区域に想定されている。

(その他)

当地区では、6月と7月の2か月間の降水量が年間の降水量の1/3に相当し、特に梅雨末期に大雨が集中する。(出典：長崎地方気象台過去の気象データより)昭和57年7月の長崎大水害では甚大な被害(人的被害、建物被害)が発生した。また、直近では令和2年7月に大雨特別警報が発令された。

この他、台風による風水害も多く、これまでも数々の被害に見舞われており、特に平成3年の台風19号においては、広い範囲に多大な被害を及ぼした。(家屋・構築物の破損等)

(感染症)

新型インフルエンザなどの感染症は、毎年ほぼ定期的に流行するものから、数年から十数年周期で大流行するものもあり、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の多くが免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況(令和7年4月1日現在)

- ・商工業者等数 882人
- ・小規模事業者数 760人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考	
商工業者	建設業	191	165	地域内に広く分散している
	製造業	106	91	特に南西部(三重地区)に多い

	卸・小売業	225	194	地域内に広く分散している
	宿泊・飲食業	75	64	地域内に広く分散している
	その他	285	246	地域内に広く分散している

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・事業者のBCP策定支援

2. 課題

- ①現状では、緊急時の取組について概略的な記載にとどまり、協力体制の重要性に関する具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ②平時・緊急時の対応を推進するノウハウを有した人員が十分にいない。
- ③さらに、保険・共済に関する助言を行える当会の経営指導員等の職員が不足している。
- ④感染症対策において、地区内小規模事業者に対して手洗い等の基本的な感染症対策の徹底、体調不良者などを出社させないルール作りの支援や、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険等の必要性を周知するなどが必要である。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともにBCP策定のためのセミナーを年1回開催し、現在のBCP策定率1%を年1%ずつ向上させていく。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- ・感染症対策については、平時から予防接種の推奨や手洗いの徹底等を指導する。また、感染拡大の兆しがみられた際は、地区内小規模事業者に対して注意喚起を行うとともに、体調不良者の出勤停止などの感染拡大防止措置を指導する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<①事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等に）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模維持業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症対策に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について小規模事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を検討・実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は商工会事業継続計画に相当する「長崎市北部商工会危機管理マニュアル」を作成している。

3) 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・(仮称)長崎市北部地区事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7以上の地震）が発生したと仮定し、当会と当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<②発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区外の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事

の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を当会と当市で共有する）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒・職員の手洗い、うがい等の感染防止策を徹底する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長崎市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事務所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

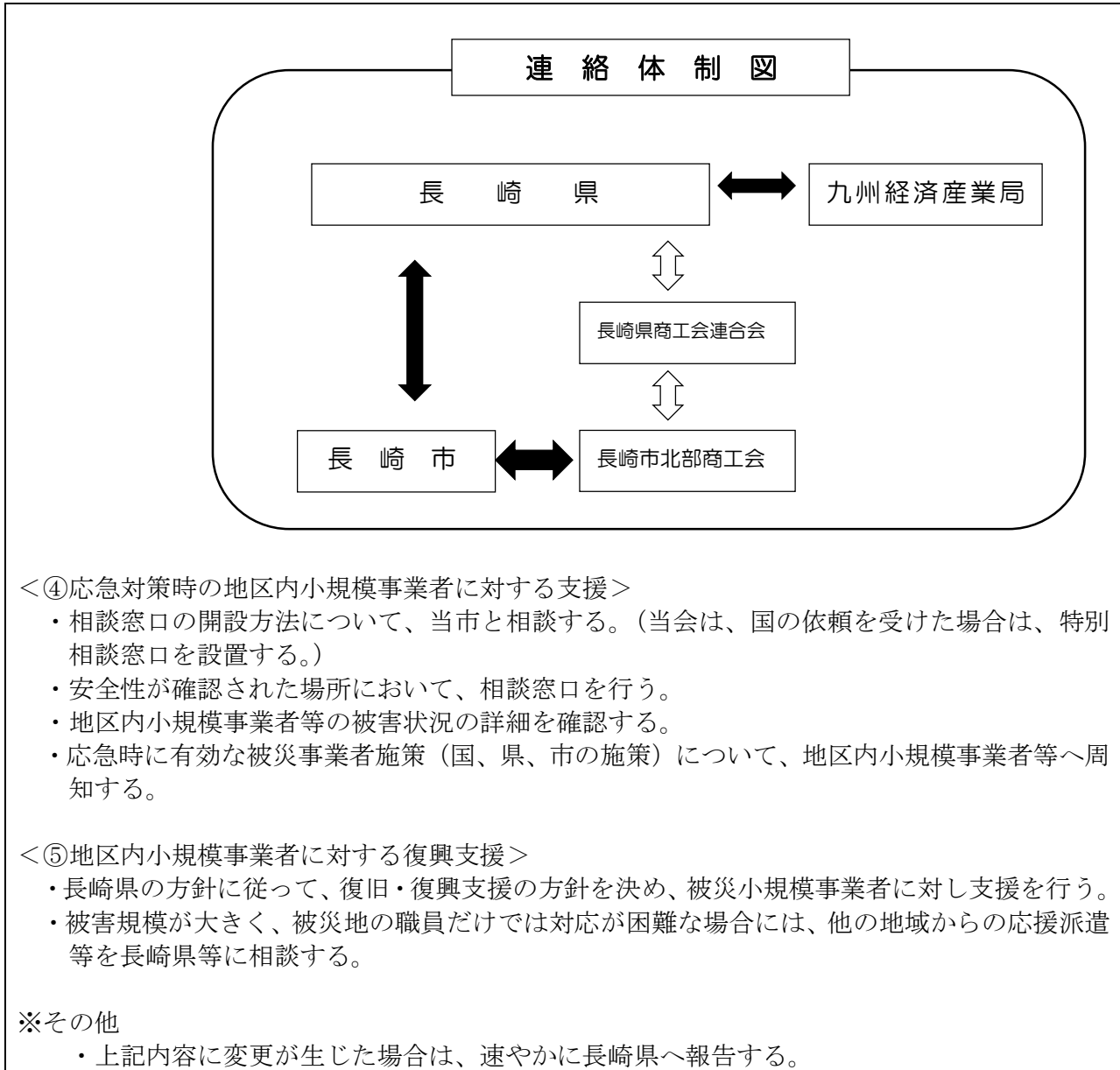
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会、当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヵ月	1日に1回連絡する
1ヵ月以降	2日に1回連絡する

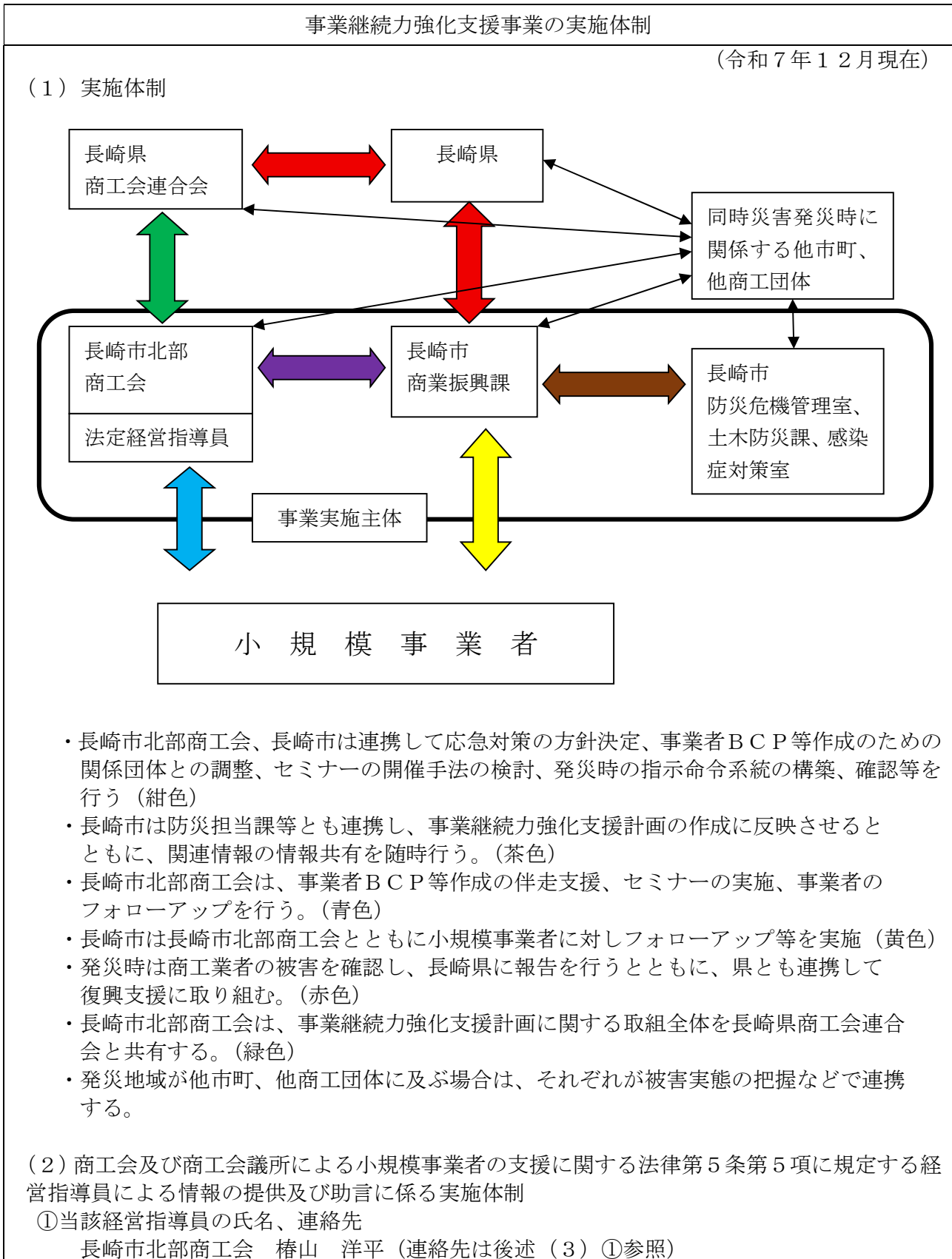
<③発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める
- ・当会、当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会、当市が共有した情報を、長崎県が指定する方法「（長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日産経第（79号）にて、当市から長崎県へ報告する。



(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①長崎市北部商工会

〒851-2204 長崎市三重町9 5 8

TEL：095-850-0050 / FAX：095-850-0982

e-mail：n-hokubu-shoko@shokokai-nagasaki, or, jp

②長崎市

長崎市役所 商業振興課

〒850-8685 長崎市魚の町4 - 1

TEL：095-829-1150 / FAX：095-829-1151

E-mail：shogyo@city.nagasaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

